



農福連携とは、障がいのある方が農業分野で働くことを通じて、就労機会や工賃の向上、社会参加につなげるとともに、農業分野の人手不足にも対応する取組です。

三木市においては、農家と障害福祉事業所とのマッチング支援が行われており、その実績は令和7年度が2件、令和8年度は現時点で1件と伺っております。この実績件数の背景にある課題について、私たちは向き合う必要があると考えます。

令和5年度に三木市が実施した障がい者施策アンケートでは、働き続けるために必要なこととして「周囲の理解があること」「自分に合った仕事であること」がそれぞれ最も多く挙げられています。農業には、畑での作業だけでなく、育苗・選別・包装・加工など実に多様な仕事が存在します。また、施設内での作業や半日・週数日・季節限定といった柔軟な働き方も考えられます。

障がいのある方にとっては、心身の健康や役割・達成感、社会参加につながる貴重な機会となり、福祉事業所にとっても、利用者の皆さまの得意なことを生かせる仕事の幅が広がり、地域とのつながりを一層深める契機となります。

農福連携を「施設外就労」に限定せず、本人、福祉事業所、農家のそれぞれに合う方法を探り、地域で継続できる仕組みを構築していく必要があると考え、次の3点について質問いたします。

質問①「マッチングまでの流れや情報の提示」について



女性議員(受講生)

相談からマッチング、開始後のフォローに至るまで、三木市はどのような流れで対応し、農業振興課と障がい福祉課はそれぞれどのような役割を担っているのでしょうか？

また、相談から作業開始までに必要な期間や準備すべき情報を整理し、農家や福祉事業所に対して、分かりやすく示す考えはありますか？





障害福祉課

ご質問ありがとうございます。

まずマッチングまでの流れについてですが、最初に農業者の方については、農業振興課へ相談を行い、アセスメントに伴い「農福連携支援補助金作業依頼書」を提出していただき、障がい福祉課と共有します。

次に障がい福祉課は、作業依頼書の内容を確認し、農業者の希望する作業が可能かどうか障害福祉サービス事業所（以下事業所）へ照会を行います。照会の結果、作業可能な事業者があれば、事業所から農業振興課に連絡をしていただき、農業振興課は、作業を希望する農業者へ紹介します。

そして作業を希望する農業者と事業所との間で作業内容、作業日時、委託金額の確認を行い、双方が同意すれば契約を締結し、契約に基づき、事業所が作業を請け負います。

作業の実施場所に農業振興課及び障がい福祉課が出向き、各々に問題点などがあれば、解決できるよう努めます。最後に作業終了後、農業者から委託料を事業者に支払います。

次に、作業開始までの「情報の整理」につきましては、農業振興課は、農業者から作業内容の相談があった際に、作業にかかる必要な物品等のアセスメントを行います。

事業所については、障がい福祉課を通じ、事業所の準備できる物品や人員、日数、ほかに配慮が必要な事柄を把握します。

場合によっては、農業振興課や障がい福祉課が同席し、農業者と事業所双方が作業にかかる必要な物品や作業環境等を話し合います。

質問② 「『農福連携』の捉え方と外部との連携」について



女性議員(受講生)

三木市では、農福連携をどのような取組として捉えているのでしょうか？施設内作業・加工・販売関連業務なども含めた幅広い連携方法を、今後どのような体制で検討していくお考えでしょうか？

また、現在の支援制度の対象外となる相談についても、県や JA、社会福祉協議会と役割分担をしながら、情報提供や橋渡しを行うなど、地域全体で包括的に対応していく考えはありますか？

ご質問ありがとうございます。

農福連携は、障がいのある方等の自信や生きがいを創出するとともに、農業分野においても働き手の確保のみならず、生産の効率化や高品質な農産物生産につながる効果が期待される両分野にとって利点のある取組です。



農業振興課

一昨年から実施している別所地区での農福連携は、JA が主体的に動き、JA の部会と連携して行っている事業になります。

具体的には、JA から農業振興課、障がい福祉課へ繋ぎ、障害福祉サービス事業所に参集していただき、JA の部会で行う農作業内容を説明、マッチングを行いました。事業実施中は、JA で休憩場所、トイレ、室内作業場の提供をしていただきました。

今後は、農業者の多様な作業に対応するため、兵庫県のひょうご農林機構をはじめ、各関係機関と連携しながら、農業者のニーズに合うようマッチングに取り組んでまいります。

質問③ 「作業分析のフォロー体制」について



女性議員(受講生)

農家から相談を受けた際、作業の細分化や難易度の評価などを整理し、福祉事業所が取り組みやすい仕事として切り出すための「農作業分析」は、現在、誰がどのように行っているのでしょうか？

この分析には、農業と福祉の双方における専門性が必要であり、農家単独で行うには大きな負担となることから、これを支える「農福連携技術支援者」の役割が重要になると考えます。

農業者の場合は、福祉の専門家ではありませんので、作業内容は、事業所の支援員や農業振興課、障がい福祉課と相談しながら、作業の細分化を行っています。

ひょうご農林機構では、農業者から連絡を受けた場合、担当者が現地へ出向き、どんな作業をお願いできるかなど、農業者だけでは想定しきれないような全般の相談を受けています。



農業振興課

「農福連携技術支援者」とは、農福連携に携わる 農業者、就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員及び障害者本人等 に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。兵庫県においては、「農福連携技術支援者育成研修」を実施しており、修了試験を含む全ての研修過程（e-ラーニング+ほ場（兵庫県内）での実施）を受講し、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができます。

今後こういった技術的を持つ支援者が増えることにより、より円滑な農福連携事業が実施できると考えています。



女性議員(受講生)

ご答弁いただきありがとうございました。

農福連携は、「障がいのある方の就労支援」や「農家の人手不足解消」という個別の課題解決にとどまらず、地域全体で多様な人々が支え合い、生きがいを持って暮らせる共生社会を築くための、極めて重要な取組です。答弁を踏まえ、三木市に対して、次の３点を強く要望いたします。

第１に、相談フローの可視化です。

農家や福祉事業所が「まずどこに相談し、どのような手順で進むのか」が一目でわかるよう、支援の流れや目安期間をわかりやすく整理し、早期に周知を図っていただくようお願いいたします。

第２に、体験機会の確保とインターンシップ制度の活用です。

「ミスマッチへの不安」を解消するためにも、事前のインターンシップ制度を積極的に導入し、双方が安心して第一歩を踏み出せる環境を整えていただくようお願いいたします。

第３に、専門的な支援体制の確立です。

農作業の切り出しには専門的な視点が欠かせません。当北播磨地域においても「農福連携技術支援者」による伴走支援が受けられるよう、県に働きかけていただくとともに、市独自の継続的なフォローアップ体制の構築を求めます。

農家、事業所、そして当事者の皆様が、それぞれの可能性を最大限に発揮できる三木市をめざし、農業振興課と障がい福祉課がこれまで以上に緊密に連携し、この農福連携を強力に推進していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

